実践女子大学・実践女子大学短期大学部研究活動上の不正行為の防止体制図

最高管理責任者（学長）
【第4条】

告発・相談窓口（総務部）
・不正行為の告発及び相談窓口
【第9条】

報告

統括管理責任者（副学長）
・学長を補佐し、実質的な統括権限と責任を持つ。【第5条】
・研究倫理委員会の長として、不正行為の防止を図る。【第7条】

研究倫理教育責任者
（学部長、短期大学部長及び常務理事）
・研究倫理教育を定期的に行う【第6条】

研究倫理委員会
【第7条】
（1）副学長
（2）本学専任教職員のうちから学長が指名する者　3名
（3）科学研究について専門知識を有する者　1名
（4）科学研究における行動規範について専門知識を有する者　1名
（5）必要に応じて法律の知識を有する外部有識者　1名
【第8条】
（1）研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
（2）研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
（3）研究者等の不正行為の調査に関する事項
（4）その他研究倫理及び不正行為防止に必要な事項

予備調査委員会
・副学長が、倫理委員会委員のうちから3 名の委員を指名
・予備調査の実施【第16条】

調査委員会
（1）副学長又は副学長が指名した倫理委員会委員　2名
（2）副学長が倫理委員会の議を経て指名する外部有識者　1名
（3）副学長が倫理委員会の議を経て指名する法律の知識を有する外部有識者　1名
・本調査の実施【第19条】
・再調査の実施【第31条】